

畜産会 経営情報

NO.
408

令和 5 年
11 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事



1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 17 回)
～佐賀県における畜産特別資金借受者への取り組み～
(公社) 佐賀県畜産協会 荒木 慶一

3 畜産学習室

インボイス制度による記帳と電子帳簿保存法
による電子データ保存

税理士 森 剛一

2 畜産データボックス

畜産クラスターに係る全国実態調査結果について
—肉用牛繁殖編—

(公社) 中央畜産会 水野 希海

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 17 回) ～佐賀県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(公社) 佐賀県畜産協会 荒木 慶一

前回、経営改善指導の体制について紹介しました。今回は、関係機関が一体となり、改善指導に取り組んでいる事例を紹介します。

経営の概要

対象農家が位置する地域は、佐賀県北西部に位置し、温暖な気候に恵まれ、畜産をはじめとしてハウスみかん、いちご、玉ねぎなど、数多くの農畜産物が生産されています。

当農家は一部、経産牛肥育を行っている黒毛和種の肉用牛肥育経営です。経営主は以前、農外勤務をしていましたが、31 歳の時

に就農し 20 年ほど経っています。就農当初は、両親と 3 人の労働力でしたが、両親の高齢化もあり、現在は母と 2 人の労働力となっています。しかし、母は手伝い程度となっており、実質、経営主 1 人の労働力となっています(表 1)。

(表 1) 経営概要

畜種	肉用牛肥育経営（雌主体、経産牛肥育あり）			
飼養頭数	107 頭（令和 4 年）			
家族構成	本人	父	母	姉
畜産への従事状態	本人 50 代	母 70 代		
経営用地	水田 75 a、普通畑 10 a、牧草地 60 a			

平成 25 年までは、管理を分けて繁殖部門を父が担当し、肥育部門を経営主が担当して、繁殖牛 35 頭・肥育牛 165 頭で経営を行っていました。しかし、両親の高齢化による労働力不足や技術継承がうまくいかずに繁殖成績・肥育成績ともに低迷しました。その結果、収入が減少し、負債が膨らんでいきました。

JA においては、今後の経営方針について検討会の開催を重ねてきました。労働力を精査した結果、繁殖部門を中止して、肥育牛 150 頭まで減らしながら経営を行っていくこととしました。しかし、その後も、もと牛価格の高止まりによる経費の増大や肥育成績不振による販売収入の減少により負債が膨らんでいったため、平成 29 年度に畜産特別資金の借入れに至りました。

指導体制

本県における畜産特別資金借受者への指導体制としては、県関係機関をはじめ JA、信連などで構成される「佐賀県畜産経営改善指導連絡協議会」を中心として指導しています。

本経営における指導体制としては、現地指

導においては JA、農業振興センター、畜産協会を中心として指導し、課題に応じて家畜保健衛生所、畜産試験場などからも協力を得ています。計画の見直しヒアリングなどにおいては信連など金融機関の協力を得ながら行っています。

指導強化

平成 29 年度に借入を行い、その後も畜特濃密指導や見直しヒアリングを行いながら、経営改善に取り組んできました。しかし、労働力不足により飼養管理が行き届かず死亡事故頭数が増加するとともに肥育成績が大幅に低迷していきました（表 2）。

令和 3 年度には、このままでは経営継続が危ぶまれるという状況に陥ったため、JA として指導強化を図っていくこととなりました。これまでの畜特濃密指導では、現地指導を行い、その後に助言内容の実行確認として事後指導を行うという流れで年間 2 回の現地指導を行っていました。しかし、飼養管理技術の改善のためには、計画した飼養管理が確実に実行されているかを確認するため、現地巡回を増

（表 2）肥育成績の推移

項目		R5.1～8	R4.1～12	R3.1～12	R2.1～12	H31.1～12	H30.1～12
飼養頭数（頭）		107	107	105	103	115	116
メス	出荷頭数（頭）	39	63	52	63	62	66
	導入価格（円）	490,544	520,457	569,292	554,767	573,585	612,102
	出荷体重（kg）	602	616	612	598	632	679
	枝肉重量（kg）	390	397	392	389	405	429
	4・5等級率（%）	96	76	89	62	46	74
	販売価格（円）	929,160	940,971	997,038	820,635	941,622	1,109,722
	1日増加額（円）	695	649	656	408	526	709
全体	事故頭数（頭）	0	1	5	2	0	0
	事故率（%）	0.0%	0.9%	4.8%	1.9%	0.0%	0.0%

(表3) 現地指導状況

年度		協議会	農業振興センター
令和4年度	6月	濃密指導	
	8月	【追加】重点指導	
	10月	【追加】重点指導	
	1月	事後指導	
	3月	【追加】重点指導	
令和5年度	6月	濃密指導	5月
	9月	【追加】重点指導	6月
	12月(予定)	【追加】重点指導	7月
	1月(予定)	事後指導	8月
	3月(予定)	【追加】重点指導	9月
			10月

やすことが必要であるという指導方針として令和4年度からは現地指導を追加して重点指導していくこととしました。関係機関の協力を得ながら、3カ月に1回のペースで現地指導を実施していきましました。さらに、令和5年度からは農業振興センターにより重点的に毎月巡回指導を行うこととなりました(表3)。

指導内容

(1) 飼養環境改善

労働力が不足する状況の中で、実質1人での作業が多くなっていることもあり、忙しくなると敷料の交換が遅くなったり、掃除が行き届かなくなったり、ハエが増えるなど衛生状態が悪くなっていました。そこで、JAや管内の畜産農家の協力も得ながら、飼養環境の改善に取り組みました。

その後は、定期的に現地確認を行いながら、その状態を維持していくように取り組みました。関係機関からは敷料の交換時期やウォータカップの不調など気づいた点を指摘してもらい、それを改善するというを繰り返して

返していきましました。

(2) 飼養管理技術改善

定期的な現地指導を行っていく中で、牛の状態にも目が届くようになってきました。牛舎を見て回っている時に、普段であれば牛がエサを食べて反すうしながら寝ている時間帯にもかかわらず、立ったままの牛が多数見られました。そこで、飼料給与の時間や量を確認していきましましたが、その時には適量を給与したということでした。しかし、言葉では「バケツ一杯」と言っても山盛り一杯なのか、すり切り一杯なのかで計量してみると大きく違っていました。また、掃き寄せしてやると食べたり、飼槽が空っぽの状態であり、明らかに給与量が不足していました。

このように現場において経営主と第三者との検証が重要であるため、JAと農業振興センターを中心として、飼料給与量の確認から取り組むこととしました。実際に、食べている量を把握するために、何度か通いながら給与量と残飼を計量して検証していきましました。その結果、経営主の飼料給与量と県の飼料給与プログラムとのズレが判明しました。そのズレを調整しながら、独自の飼料給与プログラムを作成して、飼養管理技術の改善に取り組んでいます。現在は、各牛舎に飼料給与プログラムを掲示して、日ごろからの意識づけを行っています。

さらに令和5年度からは農業振興センターから重点的な指導を行ってもらうこととなりました。令和5年5月に導入した子牛4頭について毎月、体側や採血を行っています。発育停滞時のビタミン給与などをアドバイスしながら肥育技術向上に取り組んでいます。

指導の効果

肥育牛は成果が出るまで長い期間を要するため、すぐに成果が見えてきません。そのため、導入初期の肥育牛を中心に確認していますが、1年くらい経つてくると関係機関からも以前よりは牛の状態が良くなっているという声も聞かれるようになってきました。

関係機関からの定期的な指導もあり、農繁期においても飼養環境は維持されています。また、日頃の管理が行き届いてきたため、事故の発生が減り事故率が大きく改善されています。

本人からも定期的に牛の状態が確認できているので、非常に参考になっているとの声も聞かれるようになってきました。以前は、課題に対してはなかなか取り組めず消極的な所も見られましたが、定期的に指導することでお互いに課題の共有ができてきたため、前向きに取り組まれるようになってきました。

指導の課題

本経営においては、飼養管理の改善が不可欠ですが、いくら改善策を出しても取り組まれないという状況が続きました。一番身近に指導しているJAの姿勢により大きく変化しました。融資機関として厳しく指導し、現場で一緒に課題を見つけながら取り組んでいく中で少しずつ実行できるようになってきました。

関係機関の協力を得ながら指導していく中で重要なことが、管理計画の「見える化」でした。飼料プログラムの他にも次のような情報の「見える化」を行いました。

(1) 作業チェック表の作成

飼養管理は、日々の作業の積み重ねであるため、1日の作業体系を書き出してもらい、それを日々、チェックしてもらうためにチェックシートを作成しました。日常的に行っている作業であっても、確実に漏れがないかを

(表4) 作業チェック表の活用

1日の作業体系		
	時間	作業内容
午前	06:00 ~ 09:00	①牛舎の見回り (3カ所) ・ 飼料摂取状況 (残飼など) ・ 健康状態
		②飼料給与準備 ・ 飼槽の清掃 ・ 粗飼料の仕分け、詰め込み ・ 濃厚飼料の配飼車への詰め込み
	09:00 ~ 12:00	飼料給与 (3カ所) ・ 濃厚飼料 ・ 粗飼料
	12:00 ~ 13:00	
午後	13:00 ~ 15:00	①飼料給与準備 ・ 飼槽の清掃 ・ 粗飼料の仕分け、詰め込み ・ 濃厚飼料の配飼車への詰め込み
		②牛舎補修、堆肥処理 ・ 牛舎の補修 ・ 敷料交換 ・ 堆肥切り返し
	15:00 ~ 19:00	①飼料給与 (3カ所) ・ 濃厚飼料 ・ 粗飼料
		②牛舎補修、堆肥処理 ・ 牛舎の補修 ・ 敷料交換 ・ 堆肥切り返し
	19:00 ~ 20:00	点検 (3カ所) ・ 牛の健康状態確認 ・ ウォーターカップの点検 ・ 換気扇の点検 ・ ローダーの点検 ・ 踏み込み消毒槽の点検

注) 毎日しない作業があります。

実行のチェック

(表5) 牛名板の活用



【牛名板表示情報】

個体識別番号	性別名称	セリ価格
12345-6789-○	黒メス	500,000
生年月日	導入日	
令和4年6月16日	令和5年5月9日	
血統1	血統2	血統3
○○○	△△△	□□□
導入先	体重	日齢
○○市場	290	310
	0.935	
出荷予定		
令和7年2月		

意識してもらうためです（表4）

（2）牛名板の設置

牛の状態を確認するためには、導入日や血統などの情報が必要であるため牛名板の設置を行いました。肥育成績を分析する際に牛のデータは把握できるため、畜産協会で牛名板を作成して、牛舎に貼ってもらい関係機関の指導する際に活用しています（表5）。

今後の指導

平成29年度に借入を行い、毎年度、見直しヒアリングを実施しています。見直しヒアリング期間の5年を過ぎましたが、まだ改善の必要があるため、県の指導により継続することとなっています。

このような指導事例においては改善に時間を要し、現在の取組成果が数字としてヒアリ

ング資料に現れてくるまで1年ほどかかります。そのため、ヒアリング時には、直近の肥育成績や現在の取組状況とその変化を把握して、今後の成績動向などを情報共有していくことが重要です。このような指導は、畜産特別資金借受者だからこその内容でもあります。

また、対象農家にとっては、成果が見えるまでは時間がかかり、不安な状態もあると思いますが、取り組んでいることに対してはしっかり検証・評価しながら、改善すべき点も指摘して指導をしていきたいと思っています。

労働力不足や飼養管理技術が確立されていないうちには、関係機関からの指導が必要ですが、今後は自ら取り組みながら、経営の目標を達成し、地域を担う畜産農家として自立していくことを期待しています。

（筆者：（公社）佐賀県畜産協会 畜産経営支援部 経営支援課 課長）

2 畜産データボックス

畜産クラスターに係る全国実態調査結果について —肉用牛繁殖編—

(公社) 中央畜産会 水野 希海

はじめに

本会では、畜産クラスターの中心的な経営体の育成など経営診断の際の参考値・指標値を整備するために、道府県畜産会の協力のもと、全国の畜産経営体を対象に経営状況に係る全国実態調査を実施しています。

令和4年度調査では、令和3年の1月から12月に期首のある経営を対象に1年間の経営実績を調査しました。

このたび、その結果をもとに酪農および肉用牛経営の収益性や生産技術成績等の全国平均値を組替集計して、経営指標値を作成しました。

経営の概要、損益、収益性の諸要因等の詳しい集計結果は、中央畜産会ホームページ(URL：<https://jlia.lin.gr.jp/cluster/>)に掲載しています。

本稿では、前号の酪農に引き続き肉用牛繁殖経営を対象に実施した令和4年度調査結果(令和3年実績)について解説します。

1. 近年の価格動向

全国実態調査の結果の解説の前に、配合飼

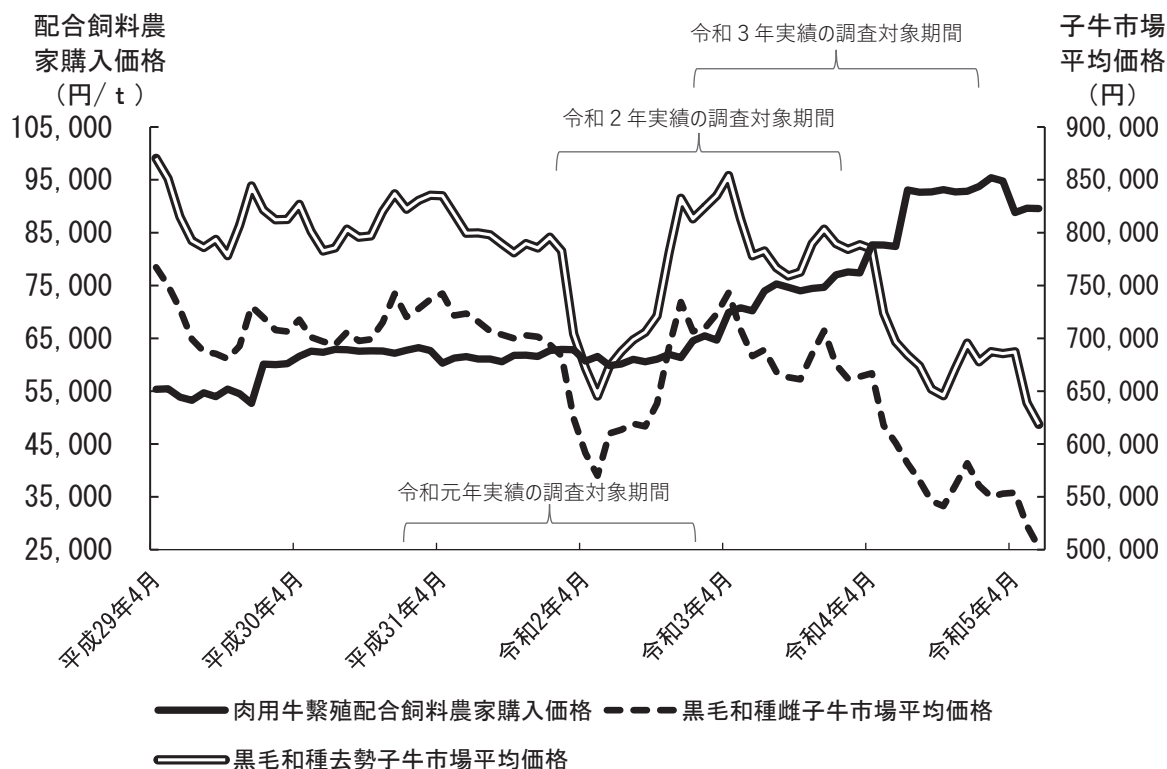
料価格および子牛市場価格の推移について説明します。

図1に、月別の肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格および黒毛和種子牛市場平均価格の平成29年4月から令和5年4月までの推移を示しました。

肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格は、令和2年からシカゴ相場の上昇に伴って上昇し、令和4年7月には9万円/tを超えました。その後ほぼ横ばいで推移し、令和5年2月の9万5000円/tを境に低下傾向にあります。

黒毛和種子牛市場平均価格は、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、牛肉のインバウンド需要や外食需要が大幅に減退したことにより牛枝肉価格が急落し、令和2年5月には雌57万47円、去勢64万5452円まで低下しました。しかし、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除後、肥育経営に対する支援策が講じられたことと相まって経済活動の再開とともに市場価格は急速に回復し、令和3年4月頃には平成29年の水準まで戻りました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大や物価の上昇等の影響により価格は低下傾向にあります。

(図1) 月別の肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格および黒毛和種子牛市場平均価格の推移



(出典) 肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格：公益社団法人配合飼料供給安定機構 飼料月報
肉用子牛価格：農畜産業振興機構 月別肉用子牛取引状況表

2. 最近の経営動向 (3ヵ年)

表1に、全国実態調査の主要項目の動向(令和元年から令和3年実績)を示しました。

(1) 経営の規模

労働力員数は1.8人で横ばいで推移しています。

成雌牛飼養頭数は、令和3年に減少し、43.0頭になりました。

(2) 収益性と収益性の諸要因

雌子牛1頭当たり販売価格および去勢子牛1頭当たり販売価格は、令和3年は令和2年に比べて上昇し雌子牛1頭当たり販売価格で

68万2227円、去勢子牛1頭当たり販売価格で78万2137円となりました。その結果、成雌牛1頭当たり子牛販売収入は、令和3年は51万8579円と前年比10%上昇しました。

購入飼料費は、年々増加し、令和3年は18万4095円で、令和元年と比較して19%増となりました。また、労働費と減価償却費も上昇を続けています。このため、成雌牛1頭当たり売上原価は年々増加し、令和3年には58万8813円と令和元年と比較し19%増となりました。

その結果、令和3年の成雌牛1頭当たりの年間経常所得は12万4351円で、令和元年と比較すると31%減少し、所得率は30.9%から22.1%になりました。

(表1) 主要項目の動向について (令和元年～令和3年)

項目		単位	令和元年	令和2年	令和3年	対前年比 2年/元年	対前年比 3年/2年	対一昨年比 3年/元年
集計件数		戸	100	97	92			
経営の概要	労働力員数	人	1.8	1.8	1.8	100%	100%	100%
	うち家族労働力員数	人	1.5	1.5	1.5	98%	100%	98%
	成雌牛飼養頭数計	頭	47.7	48.9	43.0	102%	88%	90%
	耕・草地のべ面積計	a	1,708	1,204	1,116	70%	93%	65%
	子牛分娩頭数	頭	40	41	40	100%	99%	99%
	子牛販売頭数	頭	35	34	33	97%	100%	97%
収益性	成雌牛1頭当たり売上高	円	555,862	501,330	540,872	90%	108%	97%
	うち子牛販売収入	円	543,067	471,903	518,579	87%	110%	95%
	成雌牛1頭当たり売上原価	円	495,888	527,972	588,813	106%	112%	119%
	うち購入飼料費	円	155,213	158,915	184,095	102%	116%	119%
	うち労働費計	円	140,442	153,674	163,485	109%	106%	116%
	うち減価償却費計	円	108,867	113,129	124,974	104%	110%	115%
収益性の諸要因	家族労働力1人当たり年間経常所得	千円	5,532	3,892	3,867	70%	99%	70%
	成雌牛1頭当たり年間経常所得	円	179,347	131,643	124,351	73%	94%	69%
	成雌牛1頭当たり年間子牛販売頭数	頭	0.7	0.7	0.7	97%	100%	97%
	平均分娩間隔	月	13.0	13.1	13.1	101%	100%	101%
	雌子牛1頭当たり販売価格	円	689,384	623,121	682,227	90%	109%	99%
	雌子牛1頭当たり販売日齢	日齢	279	282	289	101%	102%	104%
	雌子牛1頭当たり販売体重	kg	273	274	276	100%	101%	101%
	雌子牛1頭当たり日齢体重	kg	0.98	0.97	0.98	99%	101%	100%
	去勢子牛1頭当たり販売価格	円	785,867	716,487	782,137	91%	109%	100%
	去勢子牛1頭当たり販売日齢	日齢	272	273	278	101%	102%	102%
	去勢子牛1頭当たり販売体重	kg	297	297	297	100%	100%	100%
	去勢子牛1頭当たり日齢体重	kg	1.10	1.09	1.10	99%	101%	100%
	成雌牛1頭当たり年間飼養管理労働時間	時間	70	68	67	97%	99%	96%
	所得率	%	30.9	25.7	22.1	83%	86%	72%
安全性	成雌牛1頭当たり施設機器具平均投資額	円	285,784	272,214	273,790	95%	101%	96%
	成雌牛1頭当たり資金借入残高	円	233,417	287,501	332,318	123%	116%	142%
	成雌牛1頭当たり年間借入金償還負担額	円	45,788	45,331	48,283	99%	107%	105%

(3) 安全性

成雌牛1頭当たり資金借入残高は、令和元年から令和3年にかけて年々増加しています。成雌牛1頭当たりの施設機器具平均投資額、年間借入金償還負担額は令和2年よりもやや増加しました。

3. 令和4年度調査の結果

令和4年度調査結果について、成雌牛1頭当たり所得階層別の集計結果を所得上位20%階層（以下、「上位」といいます）と所得下位20%階層（以下、「下位」といいます）を比較することで解説します。

なお、集計結果は表2～5に示しました。

(1) 経営の規模

表2に経営の規模を示しました。併せて、表4には収益性の諸要因分析のうち経営の規模に係る項目も示しています。

労働力員数は、すべての階層間で差はなく1.8人となりました。うち家族労働力員数については、上位が0.1人多くなりました。

成雌牛飼養頭数は、上位が45.0頭、下位が39.4頭で上位が上回っていました。労働力1人当たり成雌牛飼養頭数は、上位が28.6頭、下位が29.0頭で上位がやや少なくなりました。

成雌牛1頭当たり年間労働時間は、上位が83時間、下位が90時間で、上位が7時間短くなっていました。

(2) 損益

表3に損益（成雌牛1頭当たり）を示しました。併せて、表4には収益性の諸要因分析のうち損益に係る項目も示しています。

ア 売上高

成雌牛1頭当たり子牛販売収入は、上位が59万9704円、下位が45万3246円で、上位は下位よりも14.6万円多くなりました。

これは平均分娩間隔が上位は12.5ヵ月、下位は13.5ヵ月と上位が1.0ヵ月短く、その結果、成雌牛1頭当たり年間子牛販売頭数が上位は0.8頭、下位は0.6頭で上位が0.2頭多くなっていることが影響しています。また、上位は下位よりも雌子牛、去勢子牛ともに販売体重が大きくなっており、子牛1頭当たり販売価格が、雌子牛では上位が71万8350円、下位が67万5178円で上位が4万3172円高く、去勢子牛では上位が82万8670円、下位が76万3195円で上位が6万5475円高かったことも子牛販売収入の差の要因となっています。

上位と下位の子牛販売体重の差は、日齢体重が雌子牛で0.03kg、去勢子牛で0.07kg上位が上回っていることが起因していることが伺えます。

以上の結果、成雌牛1頭当たり売上高計は

(表2) 経営の規模

項 目		単位	全体	下位 20%	中位 60%	上位 20%
集計件数		戸	92	19	54	19
労働力	労働力員数	人	1.8	1.8	1.8	1.8
	うち家族労働力員数	人	1.5	1.5	1.5	1.6
成雌牛飼養頭数計		頭	43.0	39.4	43.6	45.0
耕・草地 のべ面積計	個別利用自作地	a	439.5	593.2	434.9	299.0
	個別利用借地	a	531.7	550.6	504.8	589.0
	共同利用地	a	144.5	15.8	139.5	287.4
	耕・草地のべ面積計	a	1,115.7	1,159.6	1,079.3	1,175.4
子牛分娩頭数		頭	40.1	35.3	41.4	41.2
子牛販売頭数		頭	33.4	27.4	34.2	37.2

(表3) 損益 (成雌牛1頭当たり)

項 目		単位	全体	下位 20%	中位 60%	上位 20%		
集計件数		戸	92	19	54	19		
売上高	子牛販売収入	円	518,579	453,246	513,022	599,704		
	育成牛販売収入	円	0	0	0	0		
	肥育牛販売収入	円	10,040	24,686	5,080	9,492		
	堆肥販売・交換収入	円	2,174	375	2,616	2,717		
	その他売上高	円	10,079	7,475	8,987	15,788		
	売上高計	円	540,872	485,782	529,705	627,701		
売上原価	期首飼養牛評価額		円	210,764	214,934	229,908	152,188	
	当期生産費用	種付料	円	15,704	12,752	16,125	17,461	
		もと畜費	円	33,375	37,074	33,662	28,860	
		購入飼料費	円	184,095	205,329	179,229	176,690	
		自給飼料費	円	16,132	8,471	18,551	16,921	
		敷料費	円	5,857	6,215	5,582	6,283	
		労働費	雇用労働費	円	10,099	13,358	9,424	8,759
			家族労働費	円	153,386	161,877	153,497	144,576
			労働費計	円	163,485	175,235	162,921	153,335
		診療・医薬品費	円	23,034	24,052	20,847	28,233	
		電力・水道費	円	11,152	14,290	10,098	11,011	
		燃料費	円	12,759	10,785	14,286	10,394	
		減価償却費	建物・構築物減価償却費	円	15,791	23,800	15,023	9,966
			機器具・車輛減価償却費	円	39,473	24,733	44,870	38,874
			家畜減価償却費	円	69,709	69,454	75,043	54,804
			減価償却費計	円	124,974	117,987	134,937	103,644
		修繕費	円	22,910	20,082	25,141	19,395	
		小農具費	円	3,957	2,742	4,886	2,530	
		消耗諸材料費	円	10,678	11,396	10,553	10,313	
		賃料料金その他	円	29,005	33,898	30,668	19,385	
		当期生産費用合計	円	657,117	680,309	667,486	604,457	
	期中成牛振替額		円	64,484	54,823	66,891	67,304	
	期末飼養牛評価額		円	214,584	162,686	253,046	157,170	
	売上原価		円	588,813	677,734	577,456	532,171	
売上総利益		円	△ 47,941	△ 191,951	△ 47,751	95,531		
一般販売費・ 管理費	販売経費	円	30,439	25,924	32,234	29,849		
	共済掛金等	円	18,546	19,063	18,329	18,647		
	その他販売費・一般管理費	円	29,056	30,883	29,579	25,741		
	販売費・一般管理費計	円	78,041	75,871	80,142	74,238		
営業利益		円	△ 125,981	△ 267,822	△ 127,893	21,293		
営業外収益	受取利息	円	325	391	231	525		
	奨励金・補填金	円	49,096	27,051	55,728	52,292		
	成牛処分益	円	28,258	16,387	29,194	37,468		
	その他営業外収益	円	34,889	28,716	32,307	48,398		
	営業外収益計	円	112,567	72,545	117,461	138,683		
営業外費用	支払利息	円	2,295	4,022	2,150	979		
	支払地代	円	4,580	1,904	5,502	4,636		
	経営安定積立金	円	645	481	643	816		
	成牛処分損	円	2,784	4,150	2,919	1,038		
	その他営業外費用	円	5,316	7,539	5,647	2,154		
	営業外費用計	円	15,621	18,096	16,861	9,624		
経常利益		円	△ 29,035	△ 213,373	△ 27,293	150,352		
経常所得		円	124,351	△ 51,496	126,204	294,928		
当期償還額控除所得		円	76,068	△ 125,984	80,431	265,718		
同上償却費加算額		円	201,042	△ 7,996	215,368	369,362		

(表4) 収益性の諸要因分析

項 目	単位	全体	下位 20%	中位 60%	上位 20%
集計件数	戸	92	19	54	19
家族労働力 1 人当たり年間経常所得	千円	3,867	△ 1,912	4,069	9,070
成雌牛 1 頭当たり年間経常所得	円	124,351	△ 51,496	126,204	294,928
成雌牛 1 頭当たり年間子牛販売頭数	頭	0.7	0.6	0.7	0.8
平均分娩間隔	月	13.1	13.5	13.2	12.5
受胎に要した平均種付回数	回	1.8	1.9	1.8	1.5
廃用牛平均供用年数（更新廃用のみ）	年	9.2	9.0	9.6	8.1
雌子牛 1 頭当たり販売価格	円	682,227	675,178	671,866	718,350
雌子牛 1 頭当たり販売日齢	日齢	289	279	295	284
雌子牛 1 頭当たり販売体重	kg	276	269	276	285
雌子牛 1 頭当たり日齢体重	kg	0.98	0.97	0.98	1.00
去勢子牛 1 頭当たり販売価格	円	782,137	763,195	772,429	828,670
去勢子牛 1 頭当たり販売日齢	日齢	278	269	283	270
去勢子牛 1 頭当たり販売体重	kg	297	289	295	308
去勢子牛 1 頭当たり日齢体重	kg	1.10	1.07	1.09	1.14
労働力 1 人当たり成雌牛飼養頭数	頭	27.9	29.0	27.3	28.6
成雌牛 1 頭当たり年間労働時間	時間	87	90	88	83
成雌牛 1 頭当たり年間飼養管理労働時間	時間	67	70	65	70
飼料生産のべ 10 a 当たり労働時間	時間	14	14	16	6
雇用依存率	%	10.4	14.3	9.8	8.2
成雌牛 1 頭当たり耕・草地のべ面積	a	27.2	22.1	29.0	27.1
成雌牛 1 頭当たり借入地面積	a	11.5	9.6	11.3	13.9
借入地依存率	%	47.2	33.6	50.3	51.9
借入地のべ 10 a 当たり年間平均支払地代	円	6,945	15,680	5,624	4,910
成雌牛 1 頭当たり野草地面積	a	0.4	1.4	0.2	0.0
所得率	%	22.1	△ 9.5	24.2	48.0
売上高経常利益率	%	△ 8.2	△ 48.1	△ 5.7	24.8

上位が 62 万 7701 円、下位が 48 万 5782 円で上位が 14 万 1919 円多くなりました。

イ 売上原価

成雌牛 1 頭当たり購入飼料費は、上位が 17 万 6690 円、下位が 20 万 5329 円で、上位が 2 万 8639 円少なくなりました。一方、自給飼料費は上位が 1 万 6921 円、下位が 8471 円で、上位が 8450 円多くなりました。

成雌牛 1 頭当たり労働費計は、上位が 15 万 3335 円、下位が 17 万 5235 円で、上位が 2 万 1900 円少なくなりました。

成雌牛 1 頭当たり減価償却費計は、上位が 10 万 3644 円、下位が 11 万 7987 円で、上位が 1 万 4343 円少なくなりました。表 5 の施設投資・資金借入状況のうち成雌牛 1 頭当たりの施設機器具平均投資額をみると、上位が 21 万 4999 円、下位が 28 万 6289 円で、

(表5) 施設投資・資金借入状況

項 目	単位	全体	下位 20%	中位 60%	上位 20%
集計件数	戸	92	19	54	19
成雌牛 1 頭当たり施設機器具平均投資額	円	273,790	286,289	290,077	214,999
成雌牛 1 頭当たり資金借入残高	円	332,318	348,597	359,476	238,854
成雌牛 1 頭当たり年間借入金償還負担額	円	48,283	74,488	45,773	29,210
経常所得対借入金償還額比率	%	170.4	680.6	46.9	11.1

上位が 7 万 1290 円少ないことが、減価償却費の差の一因になっていると考えられます。

以上の結果、成雌牛 1 頭当たり当期生産費用合計は、上位が 60 万 4457 円、下位が 68 万 309 円で、上位が 7 万 5852 円少なくなりました。売上原価は、上位が 53 万 2171 円、下位が 67 万 7734 円で、上位が 14 万 5563 円少なくなりました。

ウ 収益

以上、アとイの結果、成雌牛 1 頭当たり売上総利益は、上位が 9 万 5531 円、下位が △ 19 万 1951 円となりました。

営業利益は、上位が 2 万 1293 円、下位が △ 26 万 7822 円となりました。

経常利益は、上位が 15 万 352 円、下位が △ 21 万 3373 円となりました。

経常所得は、上位が 29 万 4928 円、下位が △ 5 万 1496 円となりました。

家族労働力 1 人当たり年間経常所得は、上位が 907 万円、下位が △ 191.2 万円となりました。

所得率をみると上位が 48.0 %、下位が △ 9.5 %となりました。

(3) まとめ

肉用牛繁殖経営では、上位は所得率が 48.0 %で、家族労働力 1 人当たりおよび成雌牛 1 頭当たり年間経常所得ともに高い所得を得ることができていました。一方で、下位は所得率 △ 9.5 %とマイナスとなっており、家族労働力 1 人当たりおよび成雌牛 1 頭当たり年間経常所得ともに上位と大きな差が生まれました。

これは、子牛 1 頭当たり販売価格で上位が下位よりも雌子牛で約 4 万円、去勢子牛で約 6.5 万円高く、売上高の子牛販売収入に大きな差が生じたことが要因となっています。

収益性の諸要因をみると、上位は下位よりも平均分娩間隔が短いことや子牛の日齢体重が大きいことが分かり、これらの要因が上位と下位の売り上げの差につながっています。

さらに、売上原価は上位が下位より低く抑えられています。

結果、所得において、上位と下位に大きな差が生まれました。

今回の調査結果を経営改善のための参考として活用してください。

最後に、調査にご協力いただいた道府県畜産会の皆さまに厚くお礼申し上げます。

(筆者：(公社) 中央畜産会 経営支援部 (支援・調査) 調査役)

●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディーアイシービル 9 階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

3 畜産学習室

インボイス制度による記帳と電子帳簿保存法
による電子データ保存

税理士 森 剛一

インボイス制度による記帳と電子帳簿
保存法による電子データ保存

2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まり、消費税の一般課税の課税事業者では、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書等（インボイス等）の保存が必要になりました。また、2024年1月から、電子帳簿保存法により電子取引の電子データ保存が義務化されます。

インボイス制度における書類の保存

インボイス制度の対応は、まず、取引先から受け取った書類を保存することです。インボイス制度では、インボイス等の保存が義務付けられ、インボイス等に記載された消費税額等に基づいて仕入税額控除を行うことになります。

インボイス制度では、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合を除き、仕入税額控除のために次の3種類のインボイス等のいずれかの保存が必要になります。

- ① 適格請求書（インボイス）または適格簡易請求書（簡易インボイス）[売手が交付]
- ② 仕入明細書等 [買手が作成]

- ③ 農協等特例が適用される書類[受託者(卸売市場・農協等)が交付]

インボイスとは、インボイス発行事業者の登録番号など一定の事項が記載された請求書、納品書、領収書、レシート等の書類をいいます。ただ、インボイスは、一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、複数の書類の全体によりインボイスの記載事項を満たせばよいことになっています。このため、納品書と請求書の両方でインボイスの記載事項を満たす場合、納品書と請求書の両方の保存が必要となります。

たとえば、取引の都度、商品名を記載した納品書が交付されるとともに、1ヵ月分をまとめた（月締め）請求書に登録番号を記載して交付される場合、「課税資産の譲渡等を行った年月日」（取引日）や「課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容」（商品名など取引の内容）が納品書にのみに記載されることがあります。この場合、請求書だけでなく、納品書の保存も必要となります。

また、インボイス制度では、消費税額等の端数処理は、一つのインボイスにつき税率ごとに一回ずつとするルールがあります。このため、納品書で消費税額等の端数処理を行

い、納品書に記載した消費税額等の合計額を月締めの請求書に記載している場合は、個々の納品書が一つのインボイスとなるので納品書の保存が必要となります。

インボイスとなる書類は、仕入れや経費に関する請求書や領収書だけではありません。たとえば、家畜の販売精算書等で運賃や振込手数料が販売代金から控除されている場合、この販売精算書等が運賃や振込手数料のインボイスとなります。また、乳代精算書は、売上明細としての役割だけでなく、酪農協やJAに支払う委託販売手数料のインボイスを兼ねています。補助付きリースも含め、リース取引では、契約書を含めた複数の書類でイ

ンボイスとなることがあり、この場合、契約書等に記載された消費税額等により、仕入税額控除を行います。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

インボイス制度では、原則としてインボイス等の保存が必要ですが、特例により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることがあります。畜産経営では主に、次の表の取引が対象となります。特例の対象となる場合は、特例名を帳簿の備考欄などに記載します。ただし、少額特例の場合は特例名の記載は不要です（表1）。

（表1）帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例（畜産経営の場合）

名称	内容	適用対象の具体例	備考
出張旅費特例	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等	出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当	個人事業主の出張は公共交通機関特例適用または領収書等保存
公共交通機関特例	税込み3万円未満の公共交通機関による旅客の運送	鉄道、バス、船舶の運賃	出張旅費特例適用を除き、航空機は領収書等と搭乗証明書保存
入場券等回収特例	簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引		
自動販売機特例	税込み3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等	自販機の飲料代、A T M手数料	売手負担の振込手数料は、売上値引きか少額特例で対応
郵便切手特例	郵便ポストに差し出す場合の郵便切手類による郵便・貨物サービス		窓口で支払う料金は領収書、ゆうパックは送り状の依頼主控を保存
少額特例	基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者の税込み1万円未満の取引	売手負担の振込手数料（売上値引き処理をしない場合）	2023年10月1日から2029年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用

電子帳簿保存法における電子データの保存

電子帳簿保存法により、2024年1月からの電子取引では保存要件に従って、電子データのままの保存が必要となります。電子帳簿保存法には、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引、の3つの内容があります。ただし、電子帳簿等保存とスキャナ保存は希望者だけの対応なので、帳簿の保存や電子取引以外の書類の保存は紙でかまいません。

電子取引とは、領収書などの取引情報の授

受を電磁的方式で行う取引で、具体的には、電子メールにより受領した請求書のPDF、ホームページからダウンロードした領収書のPDFやホームページ上に表示される領収書のスクリーンショットなどが電子データに該当します。保存要件を満たすには、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を定めたうえで、取引の日付・金額・相手方での検索やプリンタでの印刷ができるようにしておきます（表2）。

（表2）電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（例）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

（訂正削除の原則禁止）

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する

（国税庁電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】）

インボイスの保存と電子データ保存の 具体例

ETC で高速道路を利用する場合、ETC 利用照会サービスにより、利用証明書をダウンロードし、これを高速道路料金の簡易インボイスとして保存します。また、この利用証明書は、電子取引によるものなので、電子データとして保存しなければいけません。このため、図 1 の利用証明書の例では、「20231119_NEXCO 中日本_810.pdf」とファイル名を付けてハードディスクやクラウドサービス等に保存します。

ただし、高速道路の利用頻度が多く、すべ

ての利用証明書のダウンロードが困難な場合、インボイスとなる利用証明書の保存について柔軟な取り扱いが認められています。ETC 利用の高速道路料金について、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書で個々の高速道路の利用が判明して取引年月日や取引内容が記載されていれば、そのクレジットカード利用明細書と利用した高速道路会社ごとに任意の一つの取引の利用証明書を保存することで、仕入税額控除を行うことができます。

(筆者：(一社) 全国農業経営コンサルタント協会 会長／森税務会計事務所 所長)

(図 1) 電子データ (PDF) による簡易インボイスの例

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号 T4180001056169

料金所 (自) 四日市
料金所 (至) 名古屋西

23年11月19日
19時23分

割引前料金	¥1,160-
割引△	¥350-
通行料金	¥810-
(ETCクレジット)	車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号 **確**
A*****

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

(NEXCO 中日本ドライバースサイト)

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 7



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方へもより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●

畜産 DX 特集 総集編 養鶏・養豚の今に迫る／
総集編 国際養鶏養豚総合展 2022 / 沖縄県牛の
島、黒島の畜産の歴史 ほか

畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

総集編 若き情熱! 全国和牛能力共進会 特別
区/コントラクターと連携 大分県高田牧場/
総集編 いま国産の粗飼料を支える! ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 7」

URL : <https://jlja.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年7・8・9月分〕

令和5年7・8・9月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和5年7・8・9月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和5年7月 確定値(概算払)※1	令和5年8月 確定値(概算払)※1	令和5年9月 確定値		令和5年7月 確定値(概算払)※1	令和5年8月 確定値(概算払)※1	令和5年9月 確定値
北海道	128,943.9円 (122,800.7円)	182,513.7円 (177,441.5円)	128,736.0円	新潟県	—	69,759.0円 (64,686.8円)	74,433.6円
青森県	93,460.5円 (87,317.3円)	167,718.6円 (162,646.4円)	158,334.3円	富山県※2	—	77,346.0円 (72,273.8円)	82,020.6円
岩手県	67,704.3円 (61,561.1円)	141,962.4円 (136,890.2円)	132,578.1円	石川県※2	—	—	—
宮城県	95,416.2円 (89,273.0円)	169,674.3円 (164,602.1円)	160,290.0円	福井県※2	—	65,594.7円 (60,522.5円)	—
秋田県	105,289.2円 (99,146.0円)	179,547.3円 (174,475.1円)	170,163.0円	岐阜県※2	—	—	—
山形県	55,752.3円 (49,609.1円)	130,010.4円 (124,938.2円)	120,626.1円	愛知県	56,692.8円 (50,549.6円)	104,126.4円 (99,054.2円)	101,709.9円
福島県	96,229.8円 (90,086.6円)	170,487.9円 (165,415.7円)	161,103.6円	三重県	57,787.2円 (51,644.0円)	105,220.8円 (100,148.6円)	102,804.3円
茨城県	112,664.7円 (106,521.5円)	179,600.4円 (174,528.2円)	166,632.3円	滋賀県	99,340.2円 (93,197.0円)	111,964.5円 (106,892.3円)	145,165.5円
栃木県	107,795.7円 (101,652.5円)	174,731.4円 (169,659.2円)	161,763.3円	京都府	93,456.9円 (87,313.7円)	106,081.2円 (101,009.0円)	139,282.2円
群馬県	114,029.1円 (107,885.9円)	180,964.8円 (175,892.6円)	167,996.7円	大阪府	45,946.8円 (39,803.6円)	58,571.1円 (53,498.9円)	91,772.1円
埼玉県	110,684.7円 (104,541.5円)	177,620.4円 (172,548.2円)	164,652.3円	兵庫県※2	—	—	—
千葉県	89,636.4円 (83,493.2円)	156,572.1円 (151,499.9円)	143,604.0円	奈良県	91,296.9円 (85,153.7円)	103,921.2円 (98,849.0円)	137,122.2円
東京都	82,260.9円 (76,117.7円)	149,196.6円 (144,124.4円)	136,228.5円	和歌山県	54,981.9円 (48,838.7円)	67,606.2円 (62,534.0円)	100,807.2円
神奈川県	100,523.7円 (94,380.5円)	167,459.4円 (162,387.2円)	154,491.3円	鳥取県	77,536.8円 (71,393.6円)	124,846.2円 (119,774.0円)	116,703.9円
山梨県	90,232.2円 (84,089.0円)	157,167.9円 (152,095.7円)	144,199.8円	島根県	64,233.9円 (58,090.7円)	111,543.3円 (106,471.1円)	103,401.0円
長野県	106,915.5円 (100,772.3円)	173,851.2円 (168,779.0円)	160,883.1円	岡山県	61,397.1円 (55,253.9円)	108,706.5円 (103,634.3円)	100,564.2円
静岡県	100,760.4円 (94,617.2円)	167,696.1円 (162,623.9円)	154,728.0円	広島県	63,518.4円 (57,375.2円)	110,827.8円 (105,755.6円)	102,685.5円

(つづく)

算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 5 年 7 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 8 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 9 月 確定値		令和 5 年 7 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 8 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 9 月 確定値
山口県	52,073.1 円 (45,929.9 円)	99,382.5 円 (94,310.3 円)	91,240.2 円	長崎県	76,141.8 円 (69,998.6 円)	122,894.1 円 (117,821.9 円)	106,427.7 円
徳島県	68,049.9 円 (61,906.7 円)	114,974.1 円 (109,901.9 円)	63,960.3 円	熊本県	88,711.2 円 (82,568.0 円)	135,463.5 円 (130,391.3 円)	118,997.1 円
香川県	62,306.1 円 (56,162.9 円)	109,230.3 円 (104,158.1 円)	58,216.5 円	大分県	81,287.1 円 (75,143.9 円)	128,039.4 円 (122,967.2 円)	111,573.0 円
愛媛県	64,854.9 円 (58,711.7 円)	111,779.1 円 (106,706.9 円)	60,765.3 円	宮崎県	82,976.4 円 (76,833.2 円)	129,728.7 円 (124,656.5 円)	113,262.3 円
高知県	23,404.50 円 (17,261.3 円)	70,328.7 円 (65,256.5 円)	19,314.9 円	鹿児島県	67,586.4 円 (61,443.2 円)	114,338.7 円 (109,266.5 円)	97,872.3 円
福岡県	82,566.0 円 (76,422.8 円)	129,318.3 円 (124,246.1 円)	112,851.9 円	沖縄県	—	—	—
佐賀県	77,475.6 円 (71,332.4 円)	124,227.9 円 (119,155.7 円)	107,761.5 円				

(表 2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 5 年 7 月確定値 (概算払)※1	令和 5 年 8 月確定値 (概算払)※1	令和 5 年 9 月確定値
交雑種	45,701.1 円 (39,701.0 円)	56,643.3 円 (51,843.8 円)	45,247.5 円
乳用種	37,302.3 円 (31,408.4 円)	32,547.6 円 (27,917.3 円)	—

※ 1 表中の令和 5 年 7 月および 8 月の肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費および肉用牛 1 頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段 () 内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払) は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (見込み) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 7,000 円を控除した額ですが、同制度における令和 5 年度第 2 四半期 (7 月から 8 月までの期間) の価格差補填の発動があり、肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (確定値) は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (確定値) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額となります。

※ 2 ※ 2 を付した 5 県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、7 月分は富山県、石川県、岐阜県、兵庫県、8 月分は石川県、岐阜県、兵庫県、9 月分は石川県、福井県、岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和 2 年 4 月末日から令和 3 年 5 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) [令和 5 年度第 1・2 四半期]

令和 5 年 4 月から 9 月までの算出期間 (令和 5 年度第 1・2 四半期) における、畜産経営の安定に関する法律 (昭和 36 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第 4 の 5 の (1) の規定により算出した標準的販売価格および同 (2) の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表 3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和 5 年 4 月から 9 月まで
肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格	46,130 円/頭
肉豚 1 頭当たりの標準的生産費	42,038 円/頭
肉豚 1 頭当たりの交付金単価※	— (交付なし)

※ 肉豚 1 頭当たりの交付金単価は、肉豚 1 頭当たりの標準的生産費と肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に 100 分の 90 を乗じた額です。